

## 千葉市の積算基準について

### 1. 適用

千葉市の河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、下水道管渠、港湾・漁港工事その他に類する工事における土木請負工事工事費の積算は、できる限り国土交通省土木工事積算基準書等に準拠して行うものとする。

千葉市の測量業務、地質調査業務、設計業務、調査、計画業務における積算は、できる限り国土交通省設計業務等標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書（参考資料）に準拠して行うものとする。

積算基準は工事の各施工法を設定したうえで、その標準的な歩掛を示したものであり、通常の場合は国土交通省の積算基準によるものとするが、現場条件等により適切な範囲で標準以外とすることができる。

なお、「国土交通省直轄」及び「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事」の名称については「千葉市」、「工事請負契約書」については「工事請負契約約款」と読み替えるものとし、その他下表に示す名称については、下記のとおり読み替えるものとする。

#### 【電気通信編】

読み替え前	読み替え後	関連頁
賃金実態調査単価 公共工事設計労務単価	設計単価編 労務単価	VII-2-8

#### 【機械設備】

読み替え前	読み替え後	関連頁
大臣官房参事官（イノベーション）が別	設計単価編 労務単価	IX-1-12 (-15- (2・①・11)) IX-1-13 (-17- (2・①・13)) IX-20-6 (-387- (3・①・5))
公共工事設計労務単価	設計単価編 労務単価	IX-1-13 (-17- (2・①・13)) IX-20-7 (-389- (3・①・7))
各地方整備局統一単価	設計単価編 労務単価	IX-20-6 (-387- (3・①・5))

※( )内の頁は「国土交通省機械設備工事積算基準」の関連頁